



令和2年6月12日
内閣府（防災担当）

内閣府特命担当大臣（防災）による 経済3団体への協力要請について

本格的な出水期を迎えるにあたり、令和2年6月12日付で内閣府特命担当大臣（防災）から、経済3団体の長宛てに「災害警戒時に来客や従業員の安全確保を第一に優先する企業の対応の推進について」を発出し、協力要請を致しました（書簡の概要は別紙のとおり）。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官（事業継続担当）付

参事官補佐 柏木

TEL : 03-3503-2231(直通) FAX : 03-3581-7510

大臣書簡：経済3団体への協力要請（災害警戒時に来客や従業員の安全確保を第一に優先する企業の対応の推進について）



1. 経緯

本書簡は、台風19号で通勤中などに亡くなられた方が13名にのぼったことから、昨年の台風15号や19号の検証※において、大雨や暴風時に不要不急の外出を控えてもらうため、テレワークや計画的休業等により、従業員等の安全を最優先するよう経済3団体に対し、協力要請を行うこととされたことを受けたもの。

※ ○令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）（令和2年3月 令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム）
○令和元年台風第19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（令和2年3月 中央防災会議 防災対策実行会議 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ）

2. 協力要請の概要

- 令和元年東日本台風等近年、災害が頻発化、激甚化しており、災害から国民の安全を確保する対策を強化することは喫緊の課題。
- 災害警戒時には、企業は、来客や従業員の安全確保を最優先し対応することが重要。
- このため、令和2年の出水期を迎えるに当たり、各企業におかれては、来客や従業員の安全確保を最優先して以下のとおり実情に応じた適切な対応を講じていただけるよう協力を要請。

- ・平常時においては、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時にとるべき行動、行動のタイミング等の確認
- ・災害が予想されるときにおいては、防災情報に基づき、甚大な災害発生の危険や海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が想定される際の店舗や事業所等の計画休業、テレワーク実施の早期決定
- ・実際に災害発生の危険性が高まったときにおいては、従業員の早期退勤や、かえって帰宅による危険性が高い場合には帰宅を抑制するための従業員の待機・受け入れ